

同和問題をみんなのものに

特集第2号

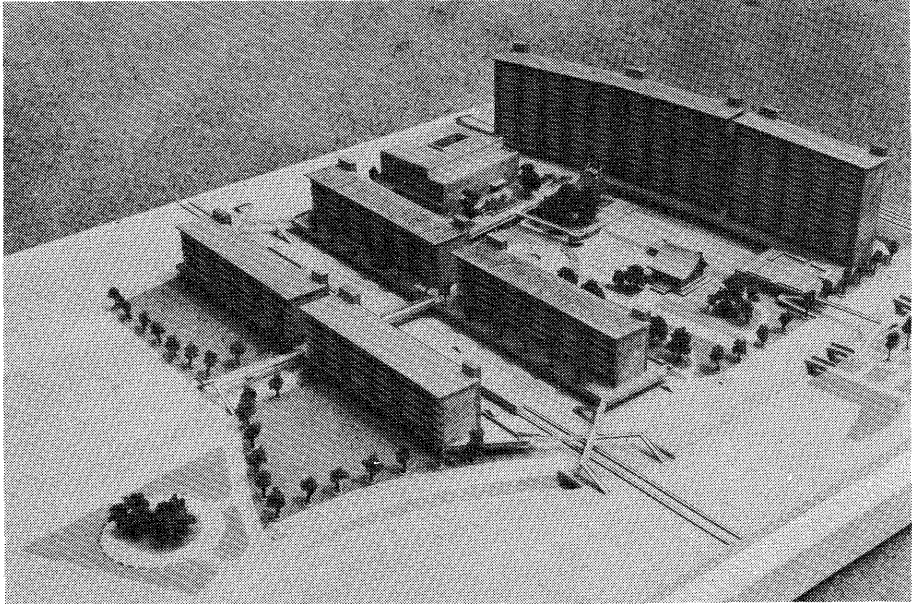
無知・無理解・無
関心・無協力は
差別



同和对策事業を正しく認識しよう

「なぜ、地方自治体が同和行政に積極的に取り組まねばならぬのか」
「それは国にまかせておけばよいのではないのか」
「同和地区に対してのみなぜ特別な施策を行なうのか」
「市として同和地区以外に対してすることがあるではないか」
「同和行政を推進することは「寝た子を起こす」結果になる」
「同和行政を推進することは、かえって差別を拡大再生産する」

写真は同和地区改
良事業の完成模型



同和事業は行政の責任 歩みはじめた行政

同和地区(以下「地区」といふま)の貧困と低所得は長期にわたる「国民的課題」であるとして、さらには「国民的課題」であると定めて取り組まなければならない。

昭和四十年八月十一日、同和对策審議会の答申が閣内閣総理大臣に出され、同四十四年七月には同和对策事業特別措置法が制定されました。この答申および措置法は、部落解放同盟と民主団体との協力を中心とした。部落解放同盟は、行政施策を積極的に実施してはしいという強い要望の結果、制度化されたものです。この背景には、大正十一年の水平社、結成から半世紀におよぶ解放運動の歴史がありました。

差別行政百年に対する 地区への社会補償

同和地区(以下「地区」といふま)の貧困と低所得は長期にわたる「国民的課題」であるとして、さらには「国民的課題」であると定めて取り組まなければならない。その背景には、大正十一年の水平社、結成から半世紀におよぶ解放運動の歴史がありました。

同和对策の推進で 一般行政の水準も向上

「寝た子を起こすな」ということでは、これまで地区の人々の解放への意欲を抑圧し、これをならせ、同和行政を遅延させる口実として用いられてきました。地区がこれまで自らの力で立ち上がることを求め、その市民権の確立を要求するに、それは差別を助長拡大するに等しいと抑える傾向が著しかったのです。むしろ逆に、権利を奪われ強制的に寝かされてきた人々、泣き寝入りして眠らされてきた人々を目ざみさせ、正しくゆるり動かすことを必要とする。

要求と対策の一致 解放運動の目標と行政

同和对策は、憲法に基き、一般的生活水準を向上させるの基底となること、同和对策審議会答申、同和对策事業特別措置法制定の趣旨と理念をふまえ、基本的には国および地方公共団体の責任において当然行うべき行政の問題である。この行政は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上および基本的人権の擁護を内容とする、総合的対策でなければならず、部落差別が現存する限り積極的に進めなくてはなりません。

同和事業の基本姿勢

行政により総合的な対策を

同和对策の推進にあたって

「同和問題をみんなのものに」第2号を発行しました。なお、第1号は同和問題と差別のとりえかたを中心として編集、昨年11月5日に発行しています。タイトルが示すとおり国民的課題である同和問題を、全市民のみならず国民に認識していただく資料として、昭和47年度にはさらに4回の特集を行なう予定です。また毎月5日発行の「広報あしや」にもこの特集と同じタイトルの記事を掲載していますのでご覧ください。

発行所 昭和三十九年三月三十一日発行所 芦屋市役所・芦屋市教育委員会 兵庫県芦屋市精道町7番6号 電話 2121 編集 市同和对策室・市立上宮川会館・市教育委員会同和教育班 同和问题についてのお問い合わせは、上記の同和对策室・上宮川会館・同和教育班へどうぞご遠慮なくおたずねください。

本市の同和对策事業の概要

このような観点に立つて、長期の見とおしのもとに総合的な計画を策定し、環境改善、社会福祉、産業・職業の安定、教育などを分野にわたる具体的な年次計画を樹立してその実現をはかることは、はじめにもふれたとおり国および地方公共団体の責任です。それは次に本市の同和对策事業のあらましを説明しましょう。

- 環境改善に関する対策：住宅改良事業
- 社会福祉に関する対策：①生活更生貸付金制度、②集会所等指導事業、③妊産婦対策制度
- 産業・職業に関する対策：①中小企業振興資金制度、②中小企業高度近代化融資制度、③就職支援金給付制度、④技能習得助成制度、⑤職業育成制度
- 教育に関する対策：①奨学修学金給付制度、②学力促進学級設置制度、③同和加配教員配置制度、④啓蒙用資料配布

この充実が必要で、生活環境の改善だけでなく、産業の振興、就業機会の確保、地区住民の経済生活の安定を保障する必要があります。これは、同和对策の推進を促すことにもなります。それは、全市民の生活、文化、福祉のための一般行政水準を全面的に高めていく努力をしなければなりません。同和行政の水準を高めようとするときは、とりえず地区が先行することになります。ひいてはそれがスラムをふくむ一般貧困者への行政水準を高めることを促すことにもなります。それは、全市民の生活、文化、福祉のための一般行政水準を全面的に高めていく努力をしなければなりません。同和行政の水準を高めようとするときは、とりえず地区が先行することになります。

